

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 7 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730702

研究課題名(和文) タイにおける「教職高度化」をめざした教師教育改革に関する研究

研究課題名(英文) A Study on Teacher Education Reform in Thailand

研究代表者

牧 貴愛 (Maki, Takayoshi)

広島大学・大学院国際協力研究科・准教授

研究者番号：80610906

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、タイにおける教師教育改革施策の意義と課題について、(1)教員免許状の要件と教員養成カリキュラムの関係、(2)教員免許状の要件と教員評価基準の関係、(3)教員免許状の更新の仕組み、(4)教員養成課程の質保証と高等教育の質保証の関係、の4点について、タイ現地調査から得られた知見に基づき検討した。

研究成果の概要(英文)： Drawing on data collected from the field, this study examined the significance and challenges of Thai teacher education reform policies by exploring the following four research themes: (1) relationship between teaching license requirements and pre-service teacher education curriculum, (2) relationship between teaching license requirements and teacher evaluation criteria, (3) mechanism of teaching license renewal approval, and (4) relationship between quality assurance of pre-service teacher education program and higher education program.

研究分野：比較教育学、教師教育、タイ地域研究

キーワード：国際情報交換 タイ王国 教職高度化 教師教育改革 免許制度 専門職基準 更新認定

### 1. 研究開始当初の背景

タイでは、2009年～2018年までの10年間を「第2期教育改革」と設定し、教育・学習機会の保障ならびに教育・学習の質的向上をめざした教育改革を推進している。改革施策は、大きく、(1)次世代タイ人の育成、(2)「高度化」指向の教員養成・研修の整備、(3)教育機関・学習資源の改善、(4)教育管理・運営手法の改善、という4領域から構成されており、本研究課題である「教職高度化」をめざした教師教育改革は、重要な改革施策の一つとして位置づくものである。

これまで、研究代表者は「タイ初等中等教員の質的向上施策に関する研究」(平成18～19年度特別研究員奨励費)の下、1999年～2008年までの「第1期教育改革」における教員の質的向上のための種々の施策(教育専門職免許制度、教育の質の保証制度、校内研修制度、教員人事行政制度)の意義と課題について、改革前後の制度的変化ならびに現職教員の意識といった制度と実態の両面から解明し、具体的な改善提案を取りまとめた(牧貴愛『タイの教師教育改革 現職者のエンパワメント』広島大学出版会、2014年3月、総214頁)。しかしながら、(1)教育専門職免許制度の更新に関わる評価・判定ならびに(2)教員養成改革に関しては、研究代表者の調査研究期間中、審議が続いており、実施に至らなかった。

日本の国立教育政策研究所に相当するタイ教育省教育審議会がとりまとめた報告書『第1期 教育改革の成果』には、教員の養成・研修にかかわる喫緊の課題として、(1)教員養成・研修の計画を体系化すること、また、その実施主体として「タイ国教員養成・研修機構」を創設すること、(2)優秀な人材を選抜して教員養成課程に入学させること、(3)現職の初等中等教員・大学教員・教育職員に対して体系的かつ持続的な研修機会を提供する組織を設置すること、が提示されている。しかしながら、関連する国内外の先行研究は頗る少なく、ほぼ未着手の領域である。以上のような背景から本研究課題を着想した。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、タイの「第2期教育改革期(2009～2018年)」における「教職高度化」をめざした教師教育改革の意義と課題について、制度と実態の両面から解明することである。

### 3. 研究の方法

上述の研究目的を達成するために、関連の先行研究を精査した上で、複数回にわたるタイ現地調査(研究代表者自身によるタイ語を用いた聞き取り調査ならびに日本国内では入手不可能なタイ語文献・資料等の収集)を通じて、次の4つの具体的研究課題の解明に取り組んだ。すなわち、(1)教員免許状の

要件と教員養成カリキュラムの関係、(2)教員免許状の要件と教員評価基準の関係、(3)教員免許状の更新の仕組み、(4)教員養成課程の質保証と高等教育の質保証の関係、である。

具体的なタイ現地調査の概略は、次の通りである。

第1回目のタイ現地調査では、2013年4月27日～5月8日(8日間)をかけて、バンコク都内に所在する5大学(スワンドゥシット地域総合大学教育学部、スワンズナタ地域総合大学教育学部、カセサート大学教育学部、シーナカリンウィロート大学教育学部、チュラーロンコーン大学教育学部)ならびにタイ教育省高等教育局を訪問した。

第2回目のタイ現地調査では、2013年8月8日～14日(7日間)をかけて、バンコク都内に所在する4大学(プラナコン地域総合大学教育学部、バーンソムデットチャオプラヤー地域総合大学教育学部、チャンカセム地域総合大学教育学部、シーナカリンウィロート大学教育学部)ならびにタイ教員審議会教育専門職基準課を訪問した。

第3回目のタイ現地調査では、2015年2月28日～3月14日(15日間)をかけて、バンコク都内に所在する3大学(チュラーロンコーン大学教育学部、プラナコン地域総合大学教育学部、シーナカリンウィロート大学教育学部)ならびにタイ教員審議会の会長(パイトゥーン・シンララット博士・トゥラギットバンディット大学副学長)を訪問した。

現地調査により収集した資料は、各大学教育学部では、現行の教員養成カリキュラム、教育実習に関する学生ならびに大学教員の手引き書など。タイ教員審議会事務局では、教員免許状の更新認定に関わる実務的な手引き書など、である。これらのタイ語資料に記載された内容を吟味した上で、タイ語による聞き取り調査を実施し、具体的研究課題の解明に努めた。

### 4. 研究成果

先述の4つの具体的研究課題それぞれについては、次のような一定の知見が得られた。

(1)教員養成カリキュラムの内容は、教育専門職免許制度の「教育専門職の知識・経験に関する基準」を満たすものであること。また、日本の教職課程認定に類似しているものの、科目区分と科目は必ずしも合致しないこと(後掲 雑誌論文1)。

(2)人事考課に用いられる教員評価基準の内容は、教育専門職免許制度の「教育専門職の職務遂行の基準」を網羅していること。一方、「教育専門職の職務遂行の基準」は、教員評価基準の内容を網羅していないこと(後掲 雑誌論文1)。これは、現職教員にとってみれば「教育専門職の職務遂行の基準」を踏まえながら日々の職務を遂行していても新しく導入された職階制を上昇するこ

とはできず、給与の改善が見込めないということである。つまり、現職教員は「教育専門職の職務遂行の基準」ではなく、教員評価基準を意識しながら職務を遂行しなければならないのである。

(3) 先行研究によれば、50単位以上等々のセミナー等の修了が更新の要件であったが、単位換算等の認定方法は未だ確立されておらず、本務に関連する研修等を3つ以上修了していることが更新の要件とされていること(後掲 雑誌論文1)。この点は、法定研修等とは別に更新講習を実施している日本の場合とは異なっている。タイの場合は、法定研修等との重複がなく、また、研修内容に対する現職教員のニーズを満たしやすいといった点において、効率的・効果的な仕組みが整えられている。

(4) 教員養成課程の質の保証には、タイ教育省高等教育局、教育の質の評価・保証事務局、タイ教員審議会の3機関が関わっており、評価基準・指標等が複数存在していること、である(後掲 学会発表4)。

以上の具体的研究課題の解明に取り組んだことにより、タイにおける教師教育改革施策の全体像をより明確に把握することが可能となった。また、次の2つの課題については、今後、さらなる究明が必要であることが明らかになった。

一つは、教師教育に関わる行財政組織と各大学の教育学部、教育実習受け入れ校といった諸アクター間の連携に関わる問題である。たとえば、教員養成を担うのは各大学の教育学部であるが、教員養成カリキュラム等の具体的な内容については、タイ教員審議会事務局による課程認定制度ならびに教育省高等教育局、教育の質の評価・保証事務局による高等教育機関としての質保証制度により統制されている。つまり、教員養成カリキュラムに関しては、以上の4つの組織が関係しているのである。また、1年間に及ぶ教育実習に限ってみると、教育実習校の教職員(とくに、教育実習生の指導教員)と大学教職員(教育実習担当の大学教員と当該教科を専門とする大学教員)の円滑な連携といった課題もある。現職教員の研修も同様に、学校を管轄する教育省基礎教育局、教員人事を管轄する教育公務員人事院、教員免許状の更新認定を管轄するタイ教員審議会教育専門職基準課といった複数の組織が関係している。本研究から明らかになった複数の基準・指標等の整合性をめぐる問題は、教師教育に関与する複数の組織間の連携・調整が今後の課題であることを端的に示している(後掲 雑誌論文1 学会発表4)。

もう一つは「学び続ける教員」の養成・研修の具体的な在り方である。本研究を開始した直後の2012年8月28日、中央教育審議会から「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」が示された。本研究にかかる現地調査を遂行

する過程で、タイの教員養成課程では1年間にわたる教育実習時に、実習生が実習校においてアクション・リサーチに取り組み、その成果を研究論文として取りまとめていることが明らかになった。こうした「研究活動を軸に据えた(research-based)」教師教育プログラムの在り方について、制度と実態の両面からの究明が必要である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

1. 牧 貴愛「タイにおける教育専門職免許制度の特質」『別府大学紀要』第55号、2014年、151～166頁、査読有。
2. 今井 航、牧 貴愛、瀬戸口 昌也「別府大学における教育実習の実践と課題 事後の指導におけるアンケート結果を基に」『別府大学紀要』第55号、2014年、247～259頁、査読有。

〔学会発表〕(計 7件)

1. 牧 貴愛「タイにおける『教職高度化』施策の特質」これからの「教育」の話をしよう第15回研究大会(於 福岡県福岡市 休暇村志賀島)2014年7月12日。
2. 牧 貴愛「図書紹介 タイの教師教育改革 現職者のエンパワメント」日本タイ学会第16回研究大会(於 京都大学本部キャンパス)2014年7月6日。
3. 牧 貴愛「タイにおける教員養成の質保証」これからの「教育」の話をしよう第14回研究大会(於 美作大学・美作大学)2013年12月22日。
4. 牧 貴愛「タイにおける高等教育の質保証基準の変化」九州教育学会第65回研究大会(於 佐賀大学本庄キャンパス)2013年11月23日。
5. 牧 貴愛「日本における『教育公務員としての教師』」これからの「教育」の話をしよう第13回研究大会(於 愛媛県聖カタリナ大学)2013年7月6日。
6. 牧 貴愛「日本の『教職員制度と教員の職務』」これからの「教育」の話をしよう第13回研究大会(於 愛媛県 聖カタリナ大学)2013年7月6日。
7. 牧 貴愛「教職に関する科目の講義内容・方法の在り方」これからの「教育」の話をしよう第12回研究大会(於 大分県別府市かんぼの宿別府)2012年12月22日。

〔図書〕(計 6件)

1. 長濱 博文・牧 貴愛「第7章 人間形成する教師」田中智志・橋本美保監修、高橋勝編著『教職概論(新・教職課程シリーズ)』一藝社、2014年、101～

- 114頁。
2. 牧 貴愛「第15章 教職員制度と教員の職務」山崎博敏編著『教育の制度と社会』協同出版、2014年、201～218頁。
  3. 牧 貴愛「第10章 教育公務員としての教師」曾余田浩史編著『教職概論』協同出版、2014年、151～167頁。
  4. 牧 貴愛「クルサー」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、2012年、144頁。
  5. 牧 貴愛「機会拡大学校」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、2012年、103頁。
  6. 牧 貴愛「第9章 タイ 『聖職者の教師』と『専門職的教師』の調和を目指す国」小川佳万・服部美奈編著『アジアの教員 変貌する役割と専門職への挑戦』ジアース教育新社、2012年、216～236頁。

〔その他〕

1. ホームページ

タイにおける「教職高度化」をめざした教師教育改革に関する研究

<https://researchmap.jp/makithai/kaken2012-2014/>

2. アウトリーチ活動

2013年11月26日(火)10:40～12:10、別府大学の公開講座(国際文化論)にて「越境のレッスン タイの教師教育改革」と題して、本研究成果の一部を報告。

6. 研究組織

(1)研究代表者

牧 貴愛(MAKI TAKAYOSHI)

広島大学・大学院国際協力研究科・准教授

研究者番号：80610906